

7 人権に対する意識 ～人権について国民はどう考えているか～

「人権」について、国民はどのように考えているのでしょうか。

内閣府では、「人権擁護に関する世論調査」を実施しており、直近では平成19（2007）年6月に行われました。それでは、この調査結果の一部をここで紹介したいと思います。

※この調査結果の詳細は内閣府のホームページで見ることができます

アドレス：<http://www8.cao.go.jp/survey/h19/h19-jinken/index.html>

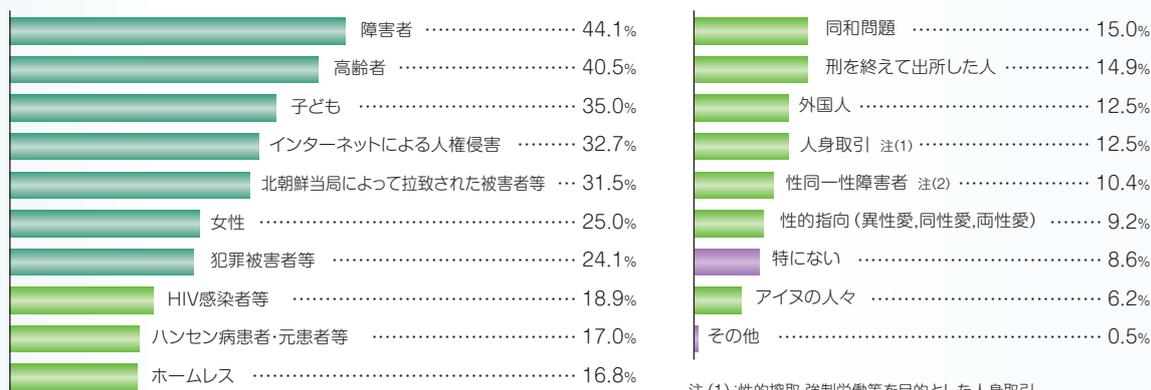
人権問題について

Q1：あなたは、基本的な人権は侵すことのできない永久の権利として、憲法で保障されていることを知っていますか。



※Q2～4は省略

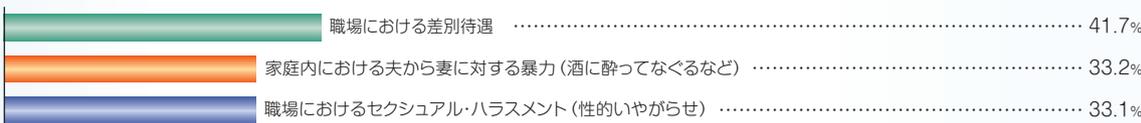
Q5：日本における人権課題について、あなたの関心があるものはどれですか。この中からいくつかでもあげてください。



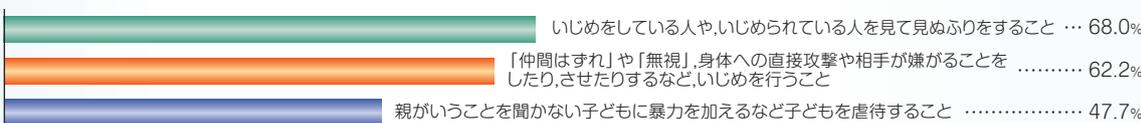
注(1)：性的搾取、強制労働等を目的とした人身取引
注(2)：生物学的な性と性の自己意識（こころの性）が一致しない者

※Q6～Q19は回答が多かった上位3つまでを紹介します。

Q6：あなたは、女性に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。この中からいくつかでもあげてください。

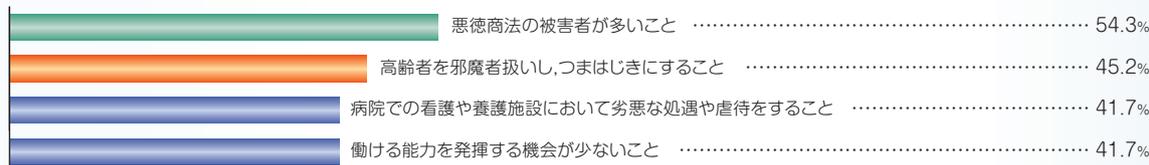


Q7：あなたは、子どもに関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。この中からいくつかでもあげてください。

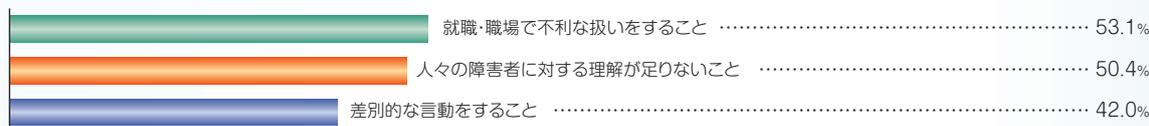




Q 8 : あなたは、^{こうれい}高齢者に関する事柄で、^{こと}人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。この中からいくつでもあげてください。



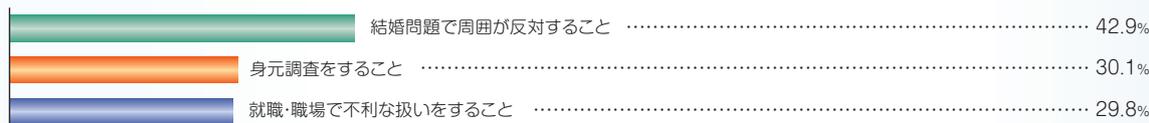
Q 9 : あなたは、障害者に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。この中からいくつでもあげてください。



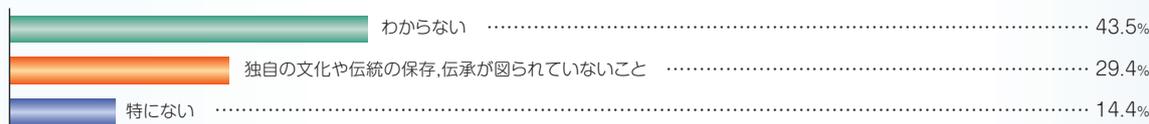
Q10 : あなたは、同和問題について、初めて知ったきっかけは、何からですか。この中から1つお答えください。



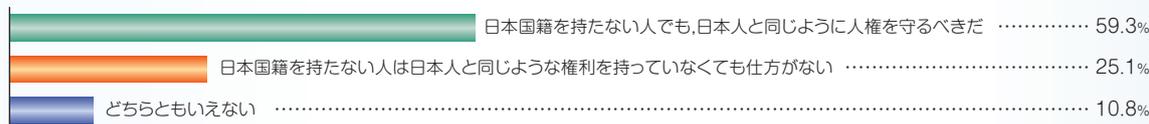
Q10SQ : あなたは、同和問題に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。この中からいくつでもあげてください。(Q10で「同和問題を知らない」と答えた者以外の者に聞く)



Q11 : あなたは、アイヌの人々に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。この中からいくつでもあげてください。

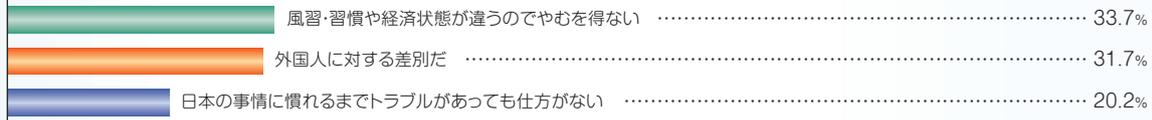


Q12 : 日本に居住している外国人は、生活上のいろいろな面で差別されていると言われていますが、外国人の人権擁護^{ようご}について、あなたの意見は次のどちらに近いですか。この中から1つお答えください。

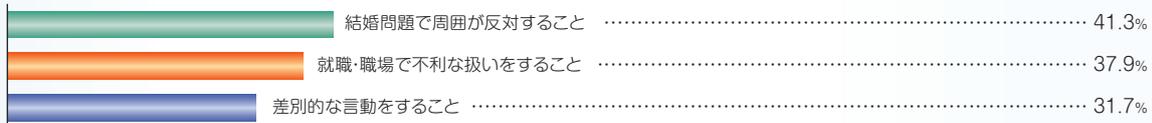




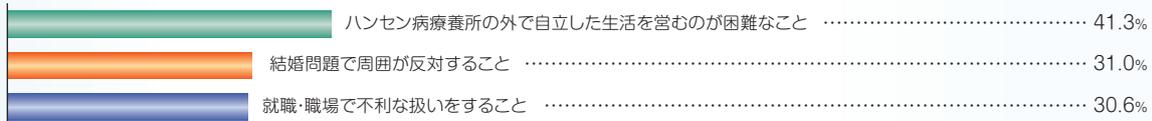
Q13: 日本に居住している外国人が不利益な取扱いを受けることがあります^{とりあつか}が、あなたはこのことについてどう思いますか。この中から1つお答えください。



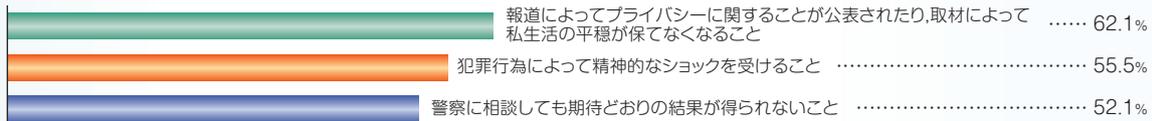
Q14: あなたは、HIV感染者等^とに関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。この中からいくつでもあげてください。



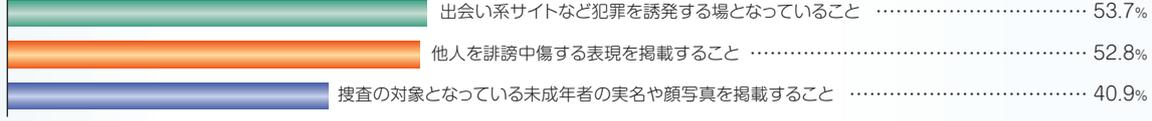
Q15: あなたは、ハンセン病患者・元患者等^{かんじゃ} (ハンセン病患者・元患者とその家族^{かんじゃ})^{かんじゃ} に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。この中からいくつでもあげてください。



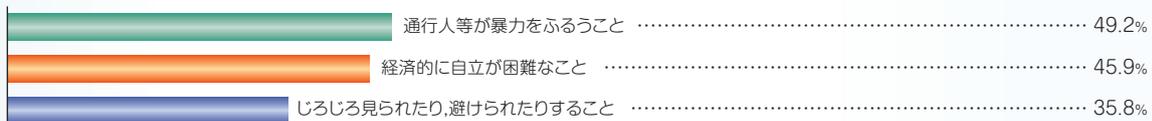
Q16: あなたは、犯罪被害者等^{ひがいしゃ} に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思われますか。この中からいくつでもあげてください。



Q17: あなたは、インターネットによる人権侵害^{しんがい} に関し、現在、どのような問題が起きていると思われますか。この中からいくつでもあげてください。

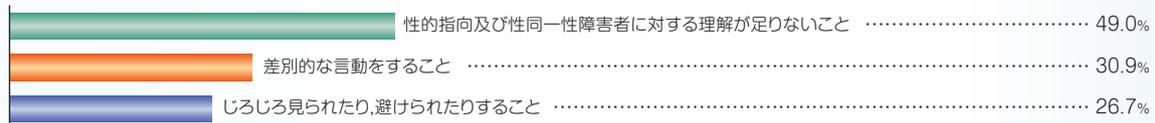


Q18: あなたは、ホームレス^とに関し、現在、どのような人権問題が起きていると思われますか。この中からいくつでもあげてください。





Q19：あなたは、性的指向（異性愛，同性愛，両性愛）及び性同一性障害者（生物学的な性と
 ところの性が一致しない者）に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思われ
 ますか。この中からいくつでもあげてください。



※Q20～Q21は省略

人権課題とは

国においては、人権の擁護に資することを目的として「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（法律第147号）を平成12（2000）年12月6日に公布・施行し、それから、その第4条に基づき、「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定し、平成14（2002）年3月15日に閣議決定しました。

その中で、人権擁護を推進していく上での重要な課題が11ほど挙げられています。それを「人権課題」といいます。

●人権課題

- 女性 ●子ども ●高齢者 ●障害者 ●同和問題 ●アイヌの人々 ●外国人
- HIV感染者・ハンセン病患者等 ●刑を終えて出所した人 ●犯罪被害者等
- インターネットによる人権侵害

また、11課題の類型に該当しないものを「その他」として、例えば性的指向に係る問題や新たに生起する人権問題などが挙げられています。

広島県においても、平成14（2002）年5月に「広島県人権教育・啓発指針」を策定し、この指針に基づき、「広島県人権啓発推進プラン」（平成14（2002）年11月策定、平成18（2006）年3月改定）と広島県人権教育推進プラン（平成14（2002）年12月策定）を策定しました。そして、その「広島県人権啓発推進プラン」の中に、国と同様、人権課題として11課題を挙げ、それに加えて、新たに生じる人権問題を「その他」としています。



これから人権をどう

学んでいったらいいの？

この小冊子は、「人権尊重の理念」について理解していただくことを目的として、「人権」の基礎知識を解説するものだと初めに申し上げました。

その目的が十分に達成されているかについては、読んでくださったあなたの評価に委ねたいと思いますが、この冊子で提供している「人権」に関する知識は、その膨大な全体から見ると、ほんの一部分にしか過ぎません。

ですから、「人権」に関する知識については、ここを出発点として、更に憲法や人権の本を読み進め、理解を深めていただきたいと思います。

しかし、人権の学習は、人権に関する「知識」だけでは十分ではありません。「知識」に加えて、人権に対する「感覚」を磨いていくことが必要なのです。

今後は、自分の身の回りにある人権に係る問題について、この冊子で身につけた知識を道具として、主体的に考え、また、想像力を働かせてください。そして、その問題を自分のこととして考えることによって、「人権感覚」を磨いていただきたいと思います。

それが、あなたからみんなに広がったとき、“だれもがいきいきと生活できる社会”が実現することになります。

【参考文献一覧】

この小冊子を作成するにあたり多くの文献を参考にさせていただいております。主なものは次のとおりです。

- 芦部信喜「憲法【新版】」岩波書店
- 伊藤真「伊藤真試験対策講座 憲法」弘文堂
- 大沼保昭「国際法 はじめて学ぶ人のために」東信堂
- 渋谷秀樹「憲法」有斐閣
- 戸波江二「憲法【新版】」ぎょうせい
- 戸波江二編「やさしい憲法入門【第4版】」法学書院
- 中川喜代子「人権学習ブックレット④ 寛容性」明石書店
- 野中俊彦 中村睦男 高橋和之 高見勝利「憲法I【第4版】」有斐閣
- 長谷部恭男「憲法【第4版】」新世社
- 松本保美編「シグマベスト 理解しやすい政治 経済【改訂版】」文英堂
- 横田洋三編 富田麻里 滝澤美佐子 望月康恵 吉村祥子「国際人権入門」法律文化社
- 横藤田誠 中坂恵美子「人権入門 憲法／人権／マイノリティ」法律文化社
- 「憲法の解説【六訂版】」一橋出版

これから人権をどう学んで
いったらいいの？